



「働き方改革アドバイザー」認定開始!

県内企業等に働きやすい職場づくりを働きかけてくださる方を
「働き方改革アドバイザー」として県が認定します!

働き方改革とは？

子育てや介護などの事情にかかわらず、誰もが働きやすい職場づくりを行うことです。
人口減少・高齢化社会の中、働き方改革はこれからの企業経営にとっても避けて通れない問題となっています。

働き方改革アドバイザーとは…

県内の企業や団体に助言、働きかけをしてくださる方で、必要な知識を身につけた方を、「働き方改革アドバイザー」として県が認定します。

<こんな方におすすめ！>

- ・ 顧客企業や顧問先に、働きやすい職場づくりの助言・サポートをしたい社会保険労務士の方・中小企業診断士の方等
- ・ 社員の定着・採用、子育てや介護との両立等にお悩みの人事労務担当者や経営者の方

アドバイザーになるには…

以下の資格要件を満たし、「働き方改革アドバイザー研修会」(裏面参照)を受講していただいた方をアドバイザーに認定します。

<資格要件>

- ①以下のいずれかに該当する方
 - ・社会保険労務士、中小企業診断士、その他経営や人事労務についての助言を行う立場にある者
 - ・県内企業・団体等の人事労務担当者又は経営者
- ②群馬県内の企業等に対し、働きやすい職場づくりを働きかける意欲があること など

アドバイザーになるメリット

- ・「働き方改革アドバイザー」認定書を発行・交付します。
- ・名刺やHP等にて、「群馬県認定働き方改革アドバイザー」の名称を使用することができます。
- ・県HPにて、氏名・事業所名・事業所所在地等を公表します。

働き方改革アドバイザー認定研修会

開催概要

日時 平成29年3月7日(火) 13:30～16:30
(開場13:00)

場所 群馬県庁舎 (前橋市大手町1-1-1)
28階 281会議室

※県民駐車場をご利用ください。
駐車券は会場までお持ちください。

対象 社会保険労務士、中小企業診断士、その他
経営や人事労務についての助言を行う立場
にある者、県内企業・団体等の人事労務担
当者又は経営者

定員 60名 ※事前申込要



カリキュラム(予定)

- 働きやすい職場づくり (基礎編)
(講師 ワーク・ライフバランスコンサルタント 工藤敬子 氏)
- 県社会保険労務士会の取組
- 群馬県の支援制度について
- 国の支援制度について



申込方法

- 電話、FAX、メールにてお申込みいただけます。
- 締切 平成29年3月3日(金)

講師：工藤 敬子 氏
ワーク・ライフバランスコンサルタント
(有) フェードイン代表取締役
NHK宇都宮放送局でのリポーター、フ
リーアナウンサーなどを経て、同社を立
上げ、代表取締役を務める。豊富な企業
コンサルティング経験を持ち、栃木県か
らの企業支援事業の委託実績あり。

申込先／問い合わせ先

群馬県 産業経済部 労働政策課
女性・若者就職支援室

Eメール rouseika@pref.gunma.lg.jp
FAX 027-223-7566 TEL 027-226-3404
住所 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

働き方改革アドバイザー認定研修会 参加申込書

ふりがな		TEL	
氏名		FAX	
勤務先所在地	〒		
会社名／所属名			
参加資格	<input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 人事労務担当者(役職名:) <input type="checkbox"/> 中小企業診断士 <input type="checkbox"/> 企業経営者(役職名:) <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)		